

緊急災害時動物救護ガイドライン

(社団法人東京都獣医師会ガイドライン)

平成 13 年度版

社団法人 東京都獣医師会

目 次

はじめに	1
第1章 応急活動体制	2
第1節 東京都獣医師会動物救護対策本部の組織・運営		
第2節 東京都獣医師会の平常時における活動体制		
第2章 情報の収集・伝達	8
第1節 情報連絡体制		
第2節 被害状況及び動物医療情報の収集・伝達		
第3章 被災動物の医療救護及び一時保護管理活動	10
第1節 動物医療救護活動の場所		
第2節 動物医療救護班について		
第3節 動物医療救護活動及び一時保護管理活動		
第4節 初動医療体制		
第5節 平常時における東京都獣医師会の準備体制		
第4章 勤務支部の活動体制	14
第5章 相互応援協力・派遣要請の構築	14
第6章 被災者に関わる公衆衛生上の活動	15
第7章 基金の設置	15
第8章 都民への普及啓発活動	15
第9章 ボランティア制度の確立	16
参考資料	17
社団法人東京都獣医師会緊急災害時動物救護対策要領	18
委員会後記	20

はじめに

近年わが国では、阪神・淡路大震災にはじまり、有珠山噴火、三宅島雄山噴火と連續して、未曾有の災害が発生した。それに伴い被災地を中心にした各獣医師会が発災直後から、懸命に動物救護を展開し、獣医師としての社会的責務を果たしてきた。本来、こうした活動は行政、愛護団体、獣医師会が三位一体となって組織的に活動するべきものと考えられる。三宅島噴火災害においては全国初の行政による保護収容施設の設置、愛護団体・獣医師会の2者による動物救援本部設置という形での救護活動を行ったが、この理想的な組織活動に至るには発災から半年を要し、迅速な対応という観点から鑑みると、決して満足できるものとは言えないだろう。

災害時の動物救護活動に関する行政の予算計上、各種団体における事前の基金開設などが実施されていない現状で、効率的な動物救護活動マニュアルを検討することは困難を窮めるが、新動愛法施行に伴う社会の動物愛護に関する気運の高まりを肌で感じる時、今を除いて前進の機会はありないと判断する。

こうした状況下において、災害時の動物救護活動マニュアルを策定する場合、人命を第一とされるのが社会的道義であることは当然として、弱者である動物達がないがしろにされないよう迅速かつ的確に救護活動を図ることが我々獣医師の使命である限り、獣医師会がイニシアティブをとって行政や愛護団体に働きかけなければならない。

ひとくちに「マニュアル」と言っても、関連組織との綿密な打ち合わせ、各々のチャートにおける協定締結、実際のシミュレーションなどを完結させておかなければ絵に描いた餅で終わってしまう。したがって「マニュアル」を作成するには、多大の時間と労力を要求されることは言うまでもない。しかしながら、行政、愛護団体、獣医師会がゆるぎない関心を持ち続けることが可能であれば、必ずや実現するものと確信している。

わたくしども東京都獣医師会では、こうした観点から平成12年度当初より委員会を設置し、2年という月日をかけ、マニュアルの基礎となる「緊急災害時動物救護ガイドライン」を作成した。この間、不幸な出来事ではあったが、三宅島噴火災害という実際の貴重な体験を得て、委員会活動にとっては実りあるものとなつた。

本ガイドラインに基づき、平成14年度より東京都獣医師会では危機管理室を設け防災セクションにおいて、組織的な活動を展開する予定である。

既に都内2区においては行政との協定が交わされており、幾つかの区においても行政との交渉が進行中である。近年中には全都的にこの活動が拡張していくものと思われる。しかしながら、災害のエリアは予測できないことから、地域によっては温度差を生じても、ある程度は整合性を確保した広域的な防災体制の確立が望まれるところである。関東地区獣医師会連合会では既にこの件に関する数回の連絡協議会を開催しており、本ガイドラインがその場においても効率よく活かされることを願っている。更には本ガイドラインが全国的な組織活動の一助になれば幸甚である。

第1章 応急活動体制

第1節 東京都獣医師会動物救護対策本部の組織・運営

東京都獣医師会は、都の地域に地震等の災害が発生した場合、(社)東京都獣医師会緊急災害時動物救護対策要領及び本ガイドラインの定めるところにより、関連機関と連携・協力し、応急対策を実施するともに、各支部が行う応急対策を支援し、かつ、総合調整を行う責務を有する。このため、必要があると認めたときは、会長を本部長とする東京都獣医師会動物救護対策本部を設置し、応急対策を実施する。

1. 東京都獣医師会動物救護対策本部の設置

会長は、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあると認めた時は、動物救護活動の推進を図るために、東京都獣医師会動物救護対策本部を設置するものとする。

各支部長は、東京都獣医師会動物救護対策本部を設置する必要があると認めた時は、会長に設置を要請することができる。

また、各支部長は会長の要請あるいは必要があると認めた時は、支部動物救護対策本部を設置するものとする。

1) 東京都獣医師会動物救護対策本部の設置の通知

会長は、東京都獣医師会動物救護対策本部が設置された時は、直ちにその旨を各支部並びに関係機関に通知しなければならない。

各支部長は、会長から東京都獣医師会動物救護対策本部の設置通知を受けた場合、その旨を支部員に周知徹底しなければならない。

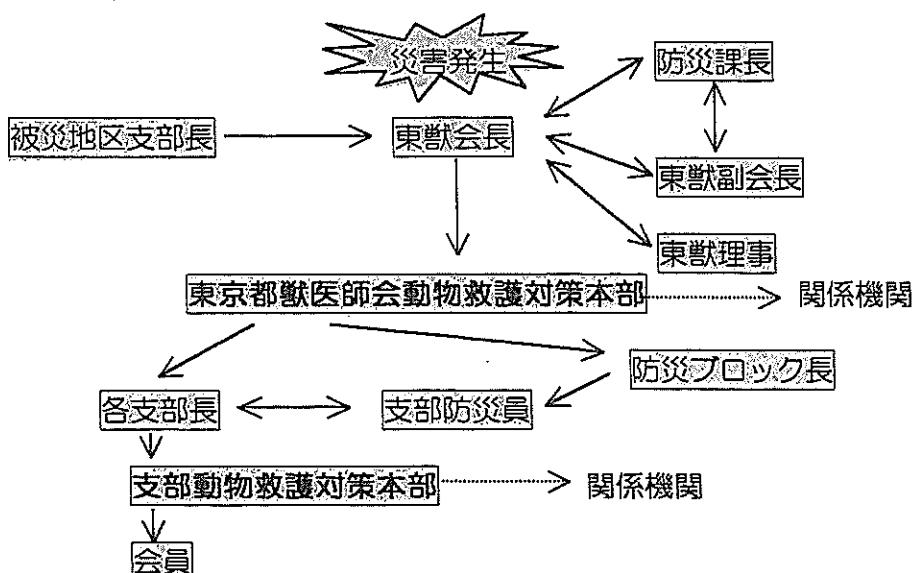
2) 東京都獣医師会動物救護対策本部の解散

東京都獣医師会動物救護対策本部長は、都の地域において災害の発生する恐れが解消したと認めた時、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた時は、東京都獣医師会動物救護対策本部を解散する。

東京都獣医師会動物救護対策本部の解散通知は、東京都獣医師会動物救護対策本部の設置通知に準じて処理する。

支部動物救護対策本部長は、解散通知を受けた後、支部動物救護対策本部を解散する。

3) 東京都獣医師会動物救護対策本部設置の流れ



2. 東京都獣医師会動物救護対策本部の組織構成

1) 東京都獣医師会動物救護対策本部の組織構成と職務

本部長＝会長：本部長は対策本部を設置し、これを統括する。

また、対策本部の運営状況を常に把握し、方向性を指示示さなければならぬ。

副本部長＝防災課長：平常時より、東京都獣医師会内に防災課を設置し発災時に備える。

発災時は、東京都獣医師会の防災責任者として本部長を全面的に補佐し、副本部長補佐を統括し、更に防災プロック長及び防災員と連携調整にあたる。

- ① 対内的あるいは対外的な情報の集約
- ② 対策本部の課題抽出、把握、処理
- ③ 各部署への指示

副本部長補佐＝副会長1：対内的統括（東獣内部の調整）

- ① 発災規模の把握
- ② 会員の安否把握
- ③ 会員の住居及び診療施設の損壊状況の把握
- ④ ②,③による動物医療救護活動及び動物保護能力の評価
- ⑤ 医療救護を実施した動物の把握
- ⑥ 保護した動物の把握
- ⑦ 副本部長補佐間及び防災課長との連携（報告）

副会長2：対外的統括（関係機関との調整）

- ① 近隣獣師会等への応援要請
- ② “緊急災害時動物救援本部”、東京都衛生局獣医衛生課及び関係団体との連絡
- ③ “緊急災害時動物救援本部”設置要請とその後の関係機関への報告
- ④ 東京都に“動物保護施設(東京都衛生局災害活動マニュアルに基づく施設)”設置の要請
- ⑤ 動物救護ボランティアの必要性の把握と関係機関への要請
- ⑥ 被災動物及び救援物資搬送のための道路通行権許可要請（警察、自衛隊）
- ⑦ 危険区域の動物保護の許可申請
- ⑧ 人と動物との絆に関わる関係各所への働きかけ
- ⑨ 渉外及び必要な情報の発信（プレスリリース、インターネット等）
- ⑩ 副本部長補佐間及び防災課長との連携（報告）

本部員＝理事（監査）：各部署における情報収集と処理及び副本部長補佐との連携（報告）

- ① 各会員の安否の把握及び住居、診療施設の損壊状況の調査・把握（※緊急時には本部総力を以ってこれにあたる）。
- ② 要治療動物、保護動物、保護の必要な動物の調査把握
- ③ 後方医療体制（獣医学大学等）の整備と状況把握
- ④ 関係団体（専門学校、訓練所等）との連絡、保護能力把握
- ⑤ 近隣獣師会等の後方医療体制の整備と状況把握
- ⑥ 獣医療薬品、器材等の必要量把握と関係機関への要請
- ⑦ ペットフード及びペット用品の必要量把握と調達
- ⑧ 東京都衛生局との連絡調整（実務レベル）
- ⑨ 緊急災害時動物救援本部との連絡調整（実務レベル）
- ⑩ 各部署との連絡方法の整備と確立

- ⑪ ボランティア動員体制の策定(⑨以外)
- ⑫ 渉外、マスメディアへの情報発信
- ⑬ 応援物質、義援金請求受付等の調整
- ⑭ 公衆衛生維持のための医師会、東京都等との調整
- ⑮ インターネット、ホームページの運営
- ⑯ 迷子動物の情報発信

事務局二事務局員：対策本部運営に関する事務処理

2) 支部動物救護対策本部の組織構成と職務

本部長＝支部長：本部長は支部動物救護対策本部を設置し、これを統括する。

また、支部動物救護対策本部の運営状況を常に把握し、方向性を指示示さなければならない。

副本部長＝防災員：平常時より、支部内に防災責任者として配置し統括する。

発災時は、支部の防災責任者として支部長を全面的に補佐し、防災ブロック長と連携調整にあたる。

本部員＝役員（監査）：各支部内において体制を配備する。

部員＝会員：策定された体制に基づき活動。

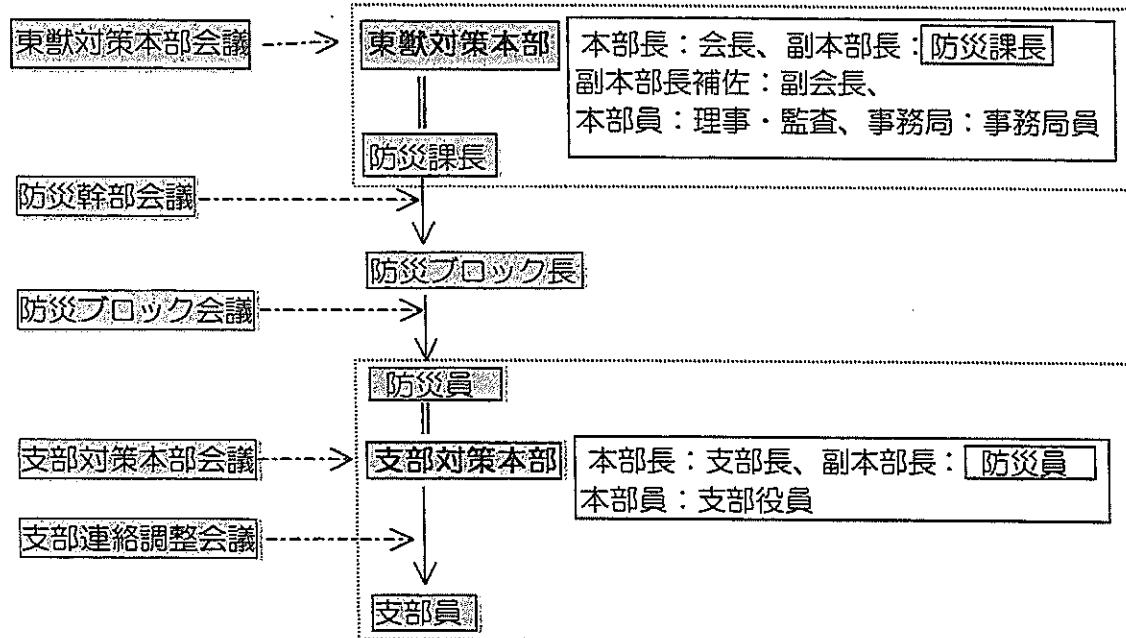
3) 防災ブロック制度

防災ブロックは、防災課長を頂点とし、防災ブロック長及び防災員より構成する。

平常時より、東京都の地理的問題点等を考慮し、都内を複数の支部から成るいくつかのブロックに分割し、各ブロックは防災ブロック長を常任させる。

防災ブロック長：発災時は、担当ブロックの防災員と連携を図り統括し、各ブロック間及び防災課長と連携調整にあたる。

4) 東京都獣医師会動物救護対策本部の組織構造図



3. 東京都獣医師会動物救護対策本部の運営

1) 東京都獣医師会動物救護対策本部の運営

(1) 東京都獣医師会動物救護対策本部の開設

東京都獣医師会動物救護対策本部は、原則として東京都獣医師会本部に開設する。開設が困難な場合は、本部長宅かあるいは副本部長宅に開設する。

(2) 東京都獣医師会動物救護対策本部会議

本部長は、東京都獣医師会動物救護対策本部の運営について審議する必要がある時は、副本部長、副本部長補佐、本部員及び事務局員を招集する。また、特に必要があると認める時は、東京都獣医師会動物救護対策本部の構成員以外の者に対し、出席を求めることができる。

2) 防災ブロックの運営

平常時に構築された対応体制に基づき、防災課長、防災ブロック長並びに防災員は主要ポストに配置し、指導的な立場で全体調整にあたる。

(1) 防災幹部会議: 東京都獣医師会動物救護対策本部と防災ブロック長間における連携調整会議であり、防災課長が開催する。

(2) 防災ブロック会議: 防災ブロック長と防災員間における連絡調整会議であり、防災ブロック長が開催する。

3) 支部動物救護対策本部の運営

(1) 支部動物救護対策本部の開設

支部動物救護対策本部は、原則として支部長宅に開設する。

開設が困難な場合は、防災員宅に開設する。

(2) 支部動物救護対策本部会議

本部長は、支部動物救護対策本部の運営について審議する必要がある時は、副本部長、本部員を招集する(役員会)。また、特に必要があると認める時は、支部動物救護対策本部の構成員以外の者に対し、出席を求めることができる。

(3) 支部連絡調整会議

本部長は、会員相互の連絡調整を図る必要があると認めた時は、支部連絡調整会議(支部会)を開催する。

4) 東京都獣医師会動物救護対策本部長への措置状況等の報告

支部動物救護対策副本部長(支部防災員)は防災ブロック長を介して次の事項について、速やかに東京都獣医師会動物救護対策副本部長補佐に報告する。

(1) 調査把握した被害状況等。

(2) 実施した応急措置の概要。

(3) 今後実施しようとする応急措置の内容。

(4) 東京都獣医師会動物救護対策本部長から特に指示された事項。

(5) その他必要と認められる事項。

5) 関係機関との連携

東京都獣医師会動物救護対策本部長及び副本部長は、関係行政機関、関係都内獣医科大学、関係団体及び関係企業と連携・調整にあたる。

(1) 関係行政機関

・東京都衛生局獣医衛生課

(2) 関係都内獣医科大学

・東京大学 　・東京農工大学 　・日本獣医畜産大学

(3) 関係団体

・(社)日本獣医師会 　・関東地区獣医師会連合会 　・(財)日本動物愛護協会

・(社)日本動物福祉協会 　・(社)日本愛玩動物協会 　・(社)日本動物保護管理協会

・(社)東京都動物保護管理協会 　・災害救助犬訓練士協会 　・日本ペットフード工業会

・日本ペット用品工業会 　・東京都トラック協会 　・その他

(4) 関係企業

・製薬会社 ・ペットフード会社 ・臨床検査会社 ・その他

なお、東京都獣医師会会长及び防災課長は、平常時より関係機関との連携体制の構築に努力しなければならない。

6) 広報活動

東京都獣医師会動物救護対策本部長及び副本部長は、東京都獣医師会の実施する動物救護活動について、必要に応じて広報活動を実施する(対マスコミ、対被災住民等)。

7) 裁量権

トップから現場までの命令系統を確保するため、要(力ナメ)となる人物には、各々に実際の場面での裁量権を与えておくことが重要である。

要：
・東京都獣医師会動物救護対策本部長及び副本部長(防災課長)
・防災ブロック長
・支部動物救護対策本部長及び副本部長(防災員)

8) 動物救護活動が長期化した場合の対応

動物救護活動が長期化した場合、東京都獣医師会動物救護対策本部あるいは支部動物救護本部は、その状況を正確に判断し積極的に対応体制を決定しなければならない。

4. 東京都獣医師会動物救護対策本部員の動員体制

緊急災害時には、初期段階での対応が、その後の防災対策の成否を左右する。このため、夜間・休日でも即時対応できるよう動員体制を構築しておかなければならぬ。

1) 東京都獣医師会動物救護対策本部員の動員態勢

会長は、災害が発生し又は発生する恐れがあると判断した場合は、非常配備態勢の司令を発し、本部に防災課長、副会長、理事、監査及び事務局員等を招集しなければならない。

東京都獣医師会動物救護対策本部が設置された場合、本部長は直ちに可能な通信・連絡手段を利用して各支部長に緊急配備体制の発動を通知する。

2) 東京都獣医師会動物救護対策本部の夜間・休日等における初動体制の確保

夜間・休日等に発生する地震災害等の非常事態に対処するため、夜間・休日等の緊急災害連絡室を設置し、初動体制を確保しておかなければならぬ。

対策本部構成員は、夜間・休日等に地震災害等の非常事態が発生した場合、発災初期の災害応急対策に従事するため、可能な手段を用いて本部等に参集しなければならぬ。

緊急災害連絡室：防災課長宅か東京都獣医師会会长宅が望ましい。

3) 支部動物救護対策本部員の活動体制

各支部における活動体制及び動員態勢は、各支部単位で策定するものとする。

第2節 東京都獣医師会の平常時における活動体制

東京都獣医師会会长は、緊急災害の発生に備え、平常時よりその対応体制について構築しておかなければならぬ。そのためには、防災課長を頂点とする防災ブロック制度に基づく活動体制を配備することが望ましい。本制度では、専任ポスト常設することにより、平常時の担当職務を明確化することができ、災害発生時の混乱を防ぐことが可能となる。

1. 防災ブロック制度の構成員と運営

1) 防災課長

東京都獣医師会の平常時における全ての防災活動を統括する。

防災課長は、防災ブロック長及び防災員を統括し総合調整を行う。

また、関係機関等の対外的な分野も視野に入れ、その活動体制を構築しなければならない。

なお、東京都獣医師会会长は、防災課長の職務を円滑に進めるために、防災課長を全面的支援できる体制を整えておかなければならない。

2) 防災ブロック長

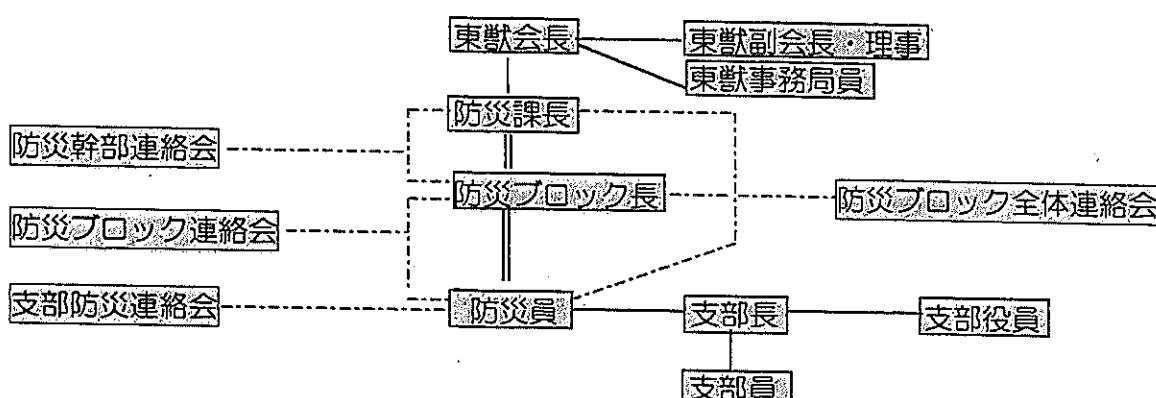
防災ブロック長は、ブロックにおける防災員を統括し、各ブロック間及び防災課長と連携調整にあたる。

3) 防災員

支部の平常時における防災活動を統括する。

防災員は支部の防災責任者として活動し、防災課長ならびに防災ブロック長と連携調整を行う。また、行政に対する防災協定締結の推進、支部マニュアルの策定（支部内対応体制の構築）、区町村民への広報等についても対応しなければならない。

2. 防災ブロック制度の組織構造図



3. 防災ブロック制度の連絡会

防災ブロック制度を実施するためには、下記の連絡会を定期的に開催し相互調整にあたる。また、構築された体制に基づくシミュレーションも視野に入れて活動しなければならない。

- 1) 防災ブロック全体連絡会：防災ブロックの全体調整連絡会
- 2) 防災幹部連絡会：防災課長と各防災ブロック間の調整連絡会
- 3) 防災ブロック連絡会：防災ブロック長と防災員間の調整連絡会
- 5) 支部防災連絡会：防災員を頂点とする支部内調整連絡会

4. ブロック6分割(A~F)案

Aブロック：江東、墨田、城北、葛飾、江戸川、足立、北（6支部）

Bブロック：中央、文京、新宿、太田、品川、豊島（6支部）

Cブロック：中野、杉並、世田谷、渋谷、目黒、板橋、練馬（7支部）

Dブロック：武蔵野三鷹、北多摩、府中（3支部）

Eブロック：南多摩、八王子、町田（3支部）

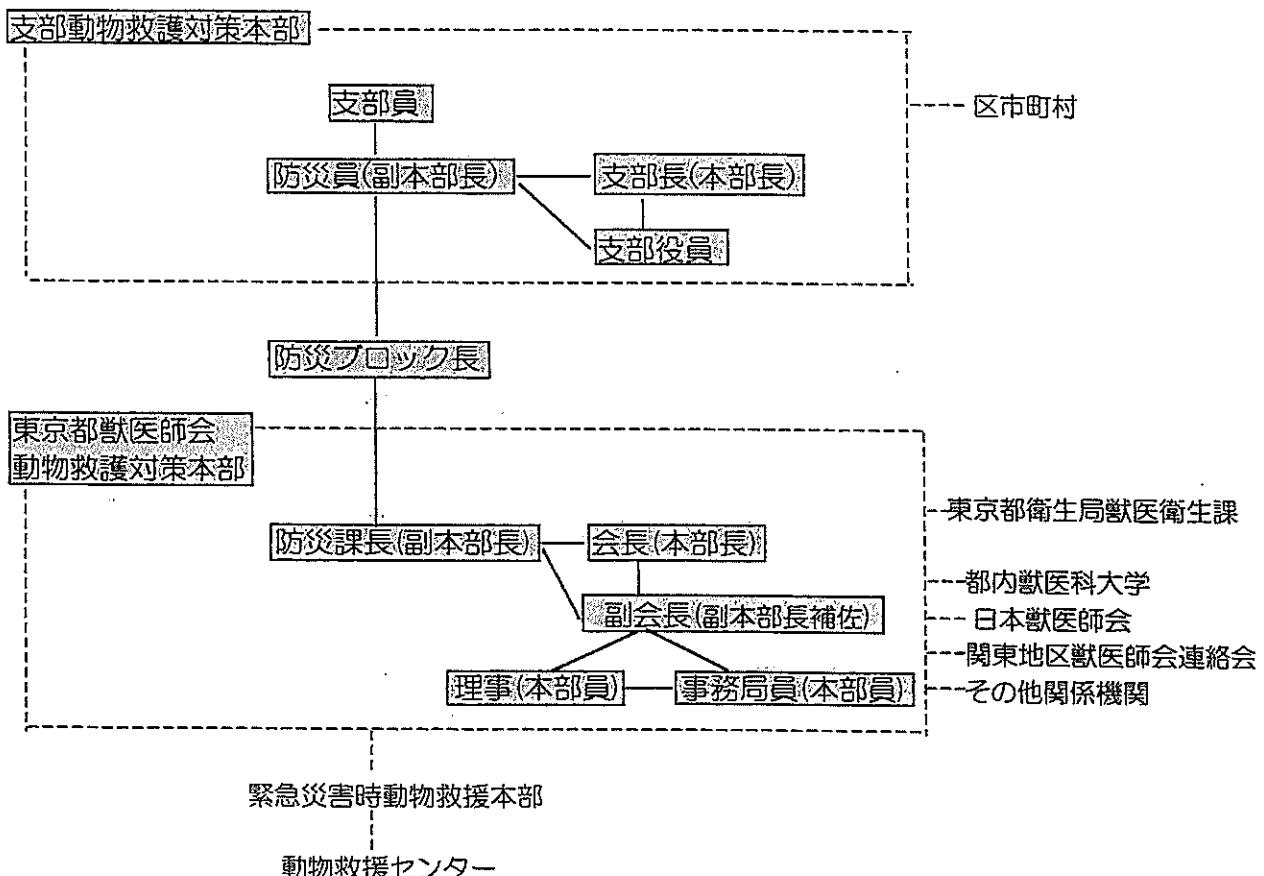
Fブロック：立川（1支部）

第2章 情報の収集・伝達

災害が発生した場合は、情報連絡体制に基づき、被害状況及び動物医療情報の収集・伝達を行い、的確な応急対策を実施する。

第1節 情報連絡体制

1. 通信連絡体制



2. 通信手段

災害の規模により、利用できる通信手段は変動することが予想され、初動期の活動を円滑に進めるためには確実な通信手段を確保しておく必要がある。現状においては、携帯電話によるモバイルネットワークの活用が一番実用的と考えられるが、他の通信手段も考慮し、優先順位を策定しておく必要がある。

- 通信手段 1) 一般電話連絡
- 2) FAX連絡
- 3) インターネット連絡
- 4) 携帯電話によるモバイルネットワーク
- 5) 衛生電話
- 6) 特定無線

・携帯電話によるモバイルネットワーク

携帯電話の活用においては、通話機能よりもメール機能の方が確実に使用できるとされてい

る。このメール機能を十分に活用するためには、送信文字数を最小限に留めるために、予め暗号化等による伝達様式を策定しておく必要がある。

第2節 被害状況及び動物医療情報の収集・伝達

1. 東京都獣医師会動物救護対策本部

東京都獣医師会は、各支部、各ブロックと連携し、被災状況及び活動状況等を一元的に収集する体制を確立し、発災時に備えなければならない。そのためには、予め種々の伝達様式を策定しておく必要がある。更に、東京都衛生局獣医衛生課を初めとする関係機関とも連携体制を整え、情報の収集伝達体制も構築しておかなければならない。また、その活動状況は、都民及びマスコミに定期的に情報提供する必要がある。

2. 支部動物救護対策本部

支部動物救護対策本部は、管内又は所管業務に関する被害状況及び活動状況を迅速・的確に把握し、定められた通信連絡体制及び伝達様式により、各ブロック長を介し東京都獣医師会災害対策本部に報告する。また、各区市町村とも連携体制を整え、情報の収集伝達体制を構築しておかなければならない。

- 伝達項目
- (1)支部員の被災状況(生存の有無、負傷の程度等)
 - (2)支部員病院の稼動状況
 - (3)支部対策本部の稼動状況
 - (4)地域の被災状況
 - (5)応援要請の有無
 - (6)その他

第3章 被災動物の医療救護及び一時保護管理活動

発災時の被災動物あるいは負傷動物は、区市町村が設置する避難所又は稼動可能な動物診療施設に集中することが予想される。しかしながら、現状においては、区市町村が設置する避難所では、必ずしも動物収容体制が整っている訳ではない。東京都の地域防災計画では、区市町村が設置する避難所において、飼い主とともに避難した動物の適正飼育を指導しているが、これに対し避難所内に動物の飼育場所を設定している区市町村は皆無に等しいのが現状である。

今後、このような状況を打破するためにも、各支部における行政との防災協定締結は危急の課題であることは言うまでもない。

災害時における動物管理義務は、あくまでも飼い主にあり、それが不可能な場合に限り、行政並びに東京都獣医師会等がバックアップすることが原則である。また、災害対策は行政主導で対応することが本来のあり方であることも忘れてはならない。

第3章では、行政と獣医師会がそれぞれの立場で仕事分担を明確にし、その上で対応体制について検討を加えた。

「なお、本ガイドラインにおける動物とは、一般家庭で飼育されている犬、猫、小鳥およびその他小動物とする。」

第1節 動物医療救護活動の場所

動物医療活動の場所は種々考えられるが、東京都獣医師会として対応できる場所を、原則として一次診療施設から三次診療施設に設定した。

1. 一次診療施設

ここでは、原則として必要最小限の応急措置に留め、重症動物等はできるだけ後方動物医療施設への搬送に努める。

- (1)区市町村が避難所内に設置する動物救護所：支部管轄
- (2)区市町村が避難所外に設置する動物救護所：支部管轄
- (3)負傷動物が殺到する動物診療施設(第一次区市町村指定動物医療救護施設)：支部管轄
- (4)その他(災害現場等)：支部管轄

2. 二次診療施設（後方動物医療施設）

一次診療施設の重症動物を受け入れる後方動物医療施設として機能。

- (1)支部内動物診療施設(第二次区市町村指定動物医療救護施設)：支部管轄
- (2)支部外動物診療施設：東獣管轄

3. 三次診療施設（高度後方動物医療施設）

二次診療施設で治療不可能な重症動物を受け入れる高度後方動物医療施設として機能。

- (1)都内獣医学大学病院：東獣管轄
- (2)その他

4. その他

- (1)動物救援本部が設置する動物救援センター：東獣管轄
- (2)東京都の動物保護相談センター：東獣管轄
- (3)関東獣医師会連合会の動物診療施設：東獣管轄
- (4)その他

第2節 動物医療救護班について

動物医療救護班は、動物医療救護活動員の派遣が必要な場合に設置する。

1. 動物医療救護班の設置

1) 東京都獣医師会動物救護対策本部直轄動物医療救護班

東京都獣医師会動物救護対策本部は、各支部を支援する立場から、直轄動物医療救護班を編成し、各支部からの応援要請があった場合及び動物医療救護の必要があると認めた場合に派遣する。直轄動物医療救護班は、派遣可能な各支部動物救護対策本部動物医療救護班より編成する。

2) 各支部動物救護対策本部動物医療救護班

支部動物医療救護班の設置並びに編成は、各支部の対応体制に基づき策定する。

2. 動物医療救護班の活動内容

動物医療救護班の医療活動は、原則として一次診療施設における応急措置を実施する。

- (1)負傷動物に対する応急措置
- (2)後方動物医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3)輸送困難な患畜、軽症患畜等に対する医療
- (4)死亡の確認
- (5)その他必要と認められる活動

第3節 動物医療救護活動及び一時保護管理活動

1. 機関別活動内容

1) 東京都獣医師会レベルでの活動

(1)動物医療救護活動

- ①被災支部の一次診療施設に対する他支部からの動物救護班の派遣調整。
- ②受け入れ可能な他支部二次診療施設への斡旋。
- ③動物救援センターへの動物救護班の派遣。
- ④三次診療施設への斡旋。

(2)被災動物の一時保護管理

- ①各ブロックあるいは各支部への要請

(3)関係機関との連携調整

- ①動物医療活動や一時保護管理に必要な薬品や資器材の確保
- ②他県獣医師会等の応援動物医療救護班の受け入れ

東京都獣医師会会长は、他県獣医師会等と相互応援協定を締結し、これに基づく動物医療救護班、ボランティア獣医師等の受け入れを円滑に実施するため、要請や受け入れシステム体制を確立し、活動拠点を確保する。

2) 各支部レベルでの活動：地方分権を尊重し、かつ互換性のある活動とする。

災害状況が特に緊急を要する場合、各支部独自の判断で動物医療救護活動を実施することが要求される。そのために、各支部は平常時より支部内における活動体制を構築しておかなければならぬ。

(1)動物医療救護活動

- ①区市町村が避難所又は災害現場等に設置する動物救護所における、支部動物救護班による動物医療活動(一次診療)
- ②区市町村から要請を受けた動物診療施設(第一次区市町村指定動物医療救護施設)における動物医療活動
- ③各支部内に設置された後方動物医療施設(第二次区市町村指定動物医療救護施設)における動物医療活動
- ④重傷動物の後方動物医療施設への搬送の要否決定
- ⑤死亡の確認。

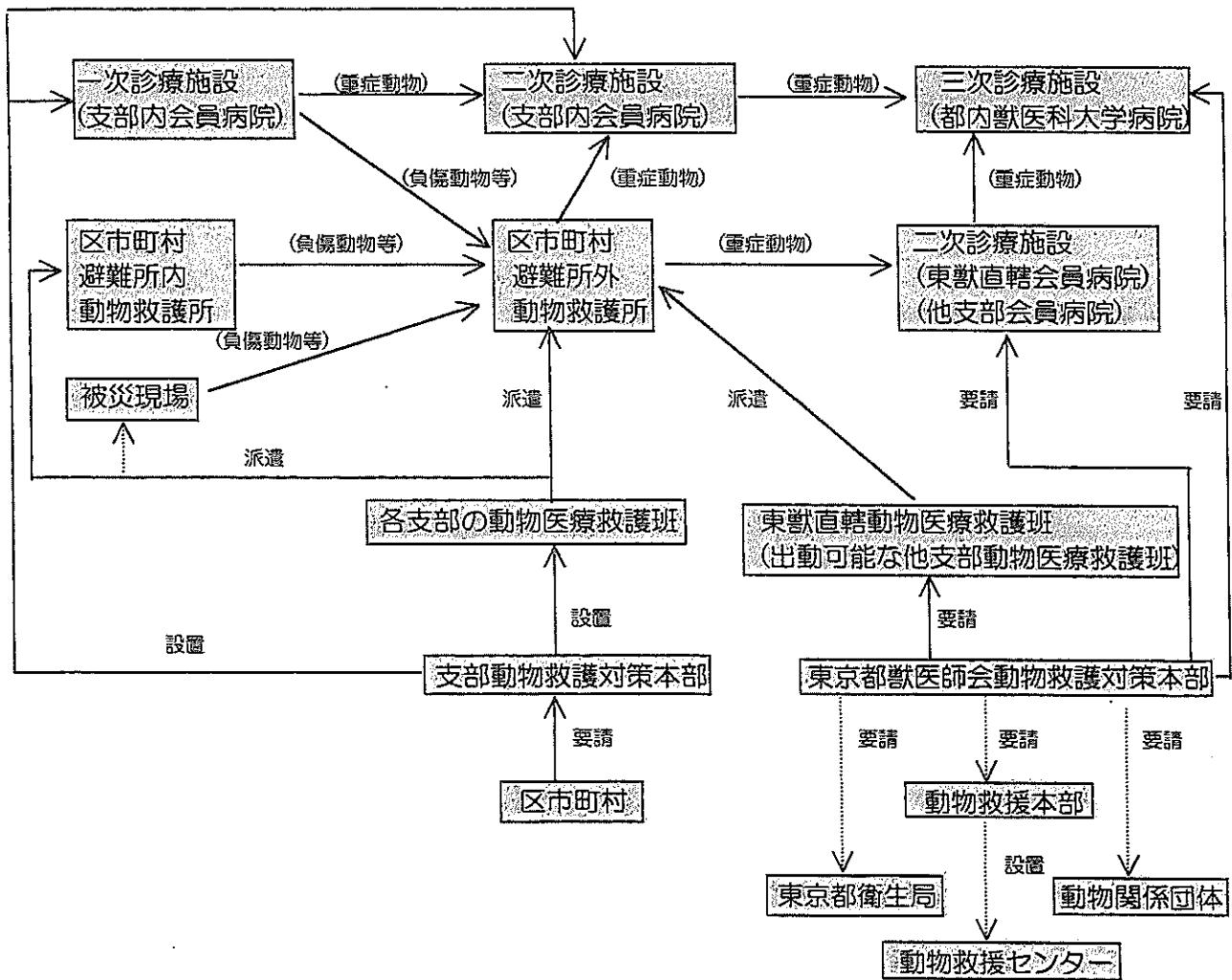
(2)被災動物の一時保護管理

飼い主不明あるいは飼育が不可能な動物に対して、動物保護管理が可能な会員病院は、区市町村の要請により一時収容することができる。一時収容の期間については、各支部で検討する。

(3)関係機関との連携協調

①動物医療活動や一時保護管理に必要な薬品や資器材等の確保は、各支部で検討する。

2. 動物医療救護活動の流れ



第4節 初動医療体制

被災直後の初動期における動物医療救護活動の場所は、負傷動物が多数発生した災害現場、避難所又は負傷動物が殺到する動物病院などが中心となる。これらの場所での動物医療活動を円滑に運ぶためには、平常時の各支部における初動医療体制の構築が重要となる。
初動期以降の活動は、避難等における動物医療救護所の活動が中心となる。

1. 初動期（被災から概ね2日以内）

- ・動物医療救護は、主として災害により負傷した動物を対象とし、負傷動物が多数発生する災害現場又は負傷動物が殺到する動物病院等の動物医療救護所での活動を主とする。
- ・多数の負傷動物がいる場合は、傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送・治療を行い、
応急措置は原則として必要最小限に留め、重傷動物などは、できるだけ後方動物医療機関への搬送に努める。
- ・救助救出に伴う動物医療活動も行う。
- ・医薬品・医療資器材等は、主に外傷の対応とする。

2. 初動期以降（被災から概ね3日以降）

- ・動物医療救護は、避難所内外の動物救護所又は二次診療施設の活動を主とする。
- ・重傷動物等は、できるだけ後方動物医療機関への搬送に努める。
- ・医薬品・医療資器材等は、外傷の他、内科系、慢性疾患等の対応とする。

第5節 平常時における東京都獣医師会の準備体制

1. 医薬品・医療資器材の確保

東京都獣医師会並びに各支部は、東京都獣医師会動物救護対策本部及び支部動物救護対策本部が実施する応急対策に備え、平常時より製薬会社等の関係団体と連携体制を図り、医薬品・医療資器材が確保できる体制を構築しておかなければならぬ。このためには、東京都獣医師会がイニシアティブを取り、体制の基盤作りに努力しなければならぬ。

2. 負傷動物等の搬送体制

負傷動物、医療スタッフおよび医薬品等の搬送体制は、東京都獣医師会と各支部が協議の上策定するものとする。

3. 後方医療施設と高度後方動物医療施設の配備

1) 後方医療施設(二次診療施設)の配備

後方医療施設は被災を免れた稼動可能な会員病院とし、その稼動状況等の連絡手段は各支部の体制を考慮して策定するものとする。

2) 高度後方動物医療施設(都内獣医科大学病院)の配備

東京都獣医師会は、都内獣医科大学病院と協議し、高度後方動物医療施設としての協力体制を構築しておかなければならぬ。

第4章 勤務支部の活動体制

東京都獣医師会勤務支部は15支部より構成され、行政機関や獣医科大学を始めとし、その業種は多岐にわたる。東京都獣医師会の災害時における動物救護活動は、東京都獣医師会全体の事業として捉えるべきであり、その場合、勤務支部の活動体制の構築は、開業支部の活動を支援する上で重要な位置を占めることになる。

農林水産省関係の支部は、本事業における国に対する働きかけの窓口となるべきであり、同様に、東京都関係の支部は、都に対する働きかけの窓口にならなければならない。また、獣医科大学の支部では、三次医療の場としての受け入れ体制の構築や、臨床系及び公衆衛生系の教員の応援協力体制も構築しなければならない。

このような観点から、それぞれの勤務支部は、平常時より何をすべきなのか、あるいは何ができるかを検討し、東京都獣医師会の会員としての責務を果たさなければならない。

勤務支部の活動体制は、本ガイドラインを考慮し、各勤務支部で策定するものとする。

第5章 相互応援協力・派遣要請の構築

災害が発生した場合、東京都獣医師会動物救護対策本部は、あらかじめ定められた応急活動体制に基づき応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどの災害対策に万全を期さなければならない。

特に被害が広範囲に及ぶ場合、東京都獣医師会動物救護対策本部のみの対応では困難であり、被災してない他府県市や民間の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、関係団体との間で応援・協力に関する協定をあらかじめ締結するなど応援体制のネットワークを図るとともに、過去において得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ災害活動体制を強化・充実していくことが重要である。

相互応援協力・派遣要請に関わる関係団体とは下記に掲げる団体である。

- 1) 都内獣医科大学
 - ・東京大学
 - ・東京農工大学
 - ・日本獣医畜産大学
- 2) 関東地区獣医師会連合会
- 3) (社)日本獣医師会
- 4) 緊急災害時動物救援本部
 - ・(社)日本獣医師会
 - ・(財)日本動物愛護協会
 - ・(社)日本動物福祉協会
 - ・(社)日本愛玩動物協会
 - ・(社)日本動物保護管理協会
- 5) 東京都
 - ・東京都衛生局獣医衛生課
 - ・東京都教育委員会(学校飼育動物)
- 6) 関連企業
 - ・日本ペットフード工業会
 - ・日本ペット用品工業会
 - ・動物医療機器メーカー
 - ・動物医薬品メーカー
 - ・動物検査センター
- 7) その他
 - ・日本小動物獣医師会
 - ・災害救助犬訓練士協会
 - ・動物関連各種専門学校
 - ・ボランティア団体
 - ・東京都トラック協会
 - ・他

第6章 被災者に関する公衆衛生上の活動

東京都獣医師会は、発災時に備え、平常時より人獣共通感染症等に関する公衆衛生上の活動体制を、東京都を始めとする関係行政機関並びに東京都医師会等の医療機関と連携し、構築していくなければならない。

第7章 基金の設置

動物救援活動の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、東京都獣医師会はその財源に充てるため災害動物医療救護基金を設置する。
基金の積み立て方法、運用方法並びに適用基準については、別に策定しなければならない。

第8章 都民への普及啓発活動

東京都獣医師会は、災害時における東京都獣医師会の対応について、広く都民に普及啓発活動を実施しておかなければならぬ。

1. 平常時からの対応

下記の事項を明記した災害時動物救護パンフレット及びポスター等を作成し、会員病院並びに関係機関に配備し都民への普及啓発にあたる。

- 1) 災害時における動物との避難方法及び避難所での動物飼育に関するルール
 - (1)飼い主との同行避難を原則
 - (2)避難所におけるルール
- 2) 平常時における(非常時に備えた)飼育管理
 - (1)鑑札あるいは迷子札等(含マイクロチップ)身元の解る標識の装着
 - (2)感染防止対策(予防注射等)の実施
 - (3)動物健康手帳(動物の性格、予防状況、感染症の有無、既往歴及び現症の有無、飼育環境等を明記)の配備
- 3) 動物用避難備蓄物品の確保
 - (1)ケージ、リード、首輪、食器、フード、水等の備蓄
- 4) 飼い犬等の「しつけ」の実践
 - (1)服従訓練
 - (2)その他、他人に迷惑を掛けないために必要なしつけ
- 5) 東京都獣医師会の緊急災害時における動物医療体制について
- 6) その他

2. 発災時における被災住民への広報

飼育動物の管理や動物による危害発生の予防について下記の事項を呼び掛けるとともに動物の医療救護活動や保護活動に関する情報を提供する。

- 1) 指定された飼育場所での適正な飼育管理

- 2) 飼育場所・施設の清掃や消毒による疾病の予防や衛生害虫の発生防止
- 3) 飼育者の相互協力による飼育場所、施設等の適正な管理運営(自主管理)
- 4) 東京都獣医師会の動物医療救護活動や保護活動に関する情報の提供

第9章 ボランティア制度の確立

被災動物の医療救護活動においては、看護助手を始めとし獣医療に関わるボランティアの存在は欠かすことができない。そのためには、平常時より東京都獣医師会内にボランティア登録制度を配備し、緊急時に備える体制を構築しておかなければならぬ。また、ボランティアの活動を円滑に進めるために、ボランティア指導員の確保と育成にも努めなければならない。

更に、この制度を有效地に活用するためには、関係団体との連携体制も視野に入れるべきであろう。

ボランティアの種類：
①動物ケアボランティア
②ボランティア獣医師
③一般ボランティア

参考資料

1. “緊急災害時動物救護対策要領”、社団法人東京都獣医師会、平成 13 年 2 月
2. “災害時の区と獣医師会との協力に関する協定書”、練馬区・練馬区獣医師会、平成 12 年 8 月
3. “災害時の動物救護活動についての協定書”、板橋区・板橋区獣医師会、平成 12 年 9 月
4. “東京都地域防災計画 一震災編一”、東京都総務局災害対策部防災計画課編、平成 10 年 3 月
5. “災害時における避難所等の衛生管理マニュアル” 東京都、平成 9 年 5 月
6. “衛生局災害活動マニュアル 一災害時における医療・保健衛生活動等に関する本庁職員の行動指針一”、東京都衛生局、平成 10 年 8 月
7. “第7次東京都震災予防計画”、東京都総務局災害対策部防災計画課編、平成 11 年 2 月
8. “あなたのまちの地域危険度 一第4回地震に関する地域危険度測定調査報告書より一”、東京都都市計画局開発計画部管理課編、平成 10 年 12 月
9. “大地震の被災動物を救うために 一兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録一”、兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録編集委員会編、平成 8 年 12 月
10. “有珠山動物救護活動報告書”、動物救援活動報告書編集委員会編、平成 13 年 3 月
11. “緊急災害時における小動物救護マニュアル”、社団法人北海道獣医師会編、平成 13 年 4 月

社団法人東京都獣医師会緊急災害時動物救護対策要領

(目的)

第1条 緊急災害の発生に際し、本会が被災動物の救護活動を行うときはこの要領の定めろところによる。

(緊急災害時)

第2条 緊急災害時とは、広域または特定の地域における地震、火災、風水害、噴火などにより、多数の動物が危険な状態に陥り、またはその恐れがあり、会長が緊急に救護活動を必要と認めた場合をいう。

(対策本部)

第3条 会長は、緊急災害時には本会に動物救護対策を設け、対策本部長に就任するとともに、本部員に役員を当て統括する。

2. 本部長は支部長に班長を当て統括する。
3. 班長はブロックを組織し、ブロック長を選出し、対策本部と連携を図る。
4. 支部員は班員として行動する。

(救護活動)

第4条 本部長は、緊急災害時の情勢を的確に把握し、当該地区または隣接地区の班員の協力を得て、被災動物の救護活動を行うものとする。

2. 前項の場合において、本部長はブロック長を経て班長に救護活動を指示し、班長は状況に応じた救護活動を班員に指示するものとする。
3. 本部長は、救護活動の状況について隨時ブロック長・班長に報告を求め、必要な指示を行うものとする。

第5条 被災動物の救護は次のとおりとする。

- (1) 被災動物の治療および一時保護管理
- (2) 薬品、飼料などの調達配布
- (3) その他必要と認められる救護活動

(協力連携)

第6条 救護活動を行うにあたり、本部長はあらかじめ関係行政機関に連絡するとともに関係都内獣医科大学ならびに関係団体の協力を求め、相互に連携を密にして万全を期するように努めるものとする。

1. 関係行政機関は以下のとおりとする。
 - ・東京都衛生局獣医衛生課
2. 関係都内獣医科大学は下記のとおりとする。

・東京大学	・東京農工大学	・日本獣医畜産大学
-------	---------	-----------
3. 関係団体は以下のとおりとする。

・(社)日本獣医師会	・関東獣医師会連合会	・(財)日本動物愛護協会
・(社)日本動物福祉協会	・(社)日本愛玩動物協会	・(社)日本動物保護管理協会
・(社)東京都動物保護管理協会	・災害救助犬訓練士協会	・日本ペットフード工業会

- ・日本ペット用品工業会
 - ・その他
- (連携体制整備)
- 第7条 各支部は緊急災害時における救護活動のため、所属する行政の担当課と連携体制を整備しておくものとする。
2. 支部は緊急災害時における活動のため、現地救護対策本部を立ち上げる策定をしておかなければならぬ。

- (救護活動の中止)
- 第8条 本部長は救護活動が極めて困難または不可能と認められる場合、あるいは緊急災害が終息したと認められる場合は、関係行政機関および関係団体に連絡して、救護活動を中止することができる。
- (緊急措置)

- 第9条 班員は、被災動物が救護できない状態になったと認められる場合は、自らの責任において緊急措置をとることができる。
2. 前項の場合、対策本部に報告するとともに可能な限り所有者の了承を得るか、または後日所有者に連絡するために必要な措置を講じておくよう努めなくてはならない。また、所有者不明動物についても同様とする。
3. 前2項の措置は、班員の診療施設が緊急災害により被災したときもこれに準ずることができる。

- (基金の設置)
- 第10条 緊急災害時の動物活動のため、平常時より基金を設置する。
- (費用の弁済)
- 第11条 緊急災害時の救護活動に要した費用及び、班員が負担した薬品および飼料については基金等により費用弁済する。

- (雑則)
- 第12条 緊急災害の救護活動にあたり、この要領によりがたい場合、またはこの要領に定めのない不測の事態が生じた場合は、会長はその状況に応じて適切な措置をとることができる。

付 則

この要領は、平成13年3月1日から施行する。

委員会後記

動物救援活動は災害の種類(地震、火山噴火、津波、風水害など)、災害の規模並びに災害の発生場所(人口密度、動物数)により、その範囲を考慮すべきであり、また、その期間も時系列で捉えておく必要がある。

東京都獣医師会は、危機管理対策の一環として、平成12年度に緊急災害時動物救護システム構築委員会を設置し、災害時の動物救護対策について諮詢した。委員会はこれを受けて、過去における動物救護活動の状況を考慮し、現状におけるそのあり方について委員会案を答申した。また、同時期に、三宅島噴火による東京都獣医師会の動物救護活動にも関わり、実体験として多くのことを学んだ。

現在、都政における災害時の動物救護活動は、東京都の「地域防災計画(平成10年)」並びに「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル(平成9年)」等によりその方針が示されているが、区市町村を始めとし東京都獣医師会を含む関係機関との連携体制は整備されていない。

本来、災害時の動物救護対策は、行政主導型で関係機関と連携して対応すべき問題であるが、国を始めとし東京都においてもその体制を整備しようとする動きは見られない。しかしながら、地方分権の流れから、都内のいくつかの区では、支部の積極的な働きかけにより動物救護対策の整備が進められているところもある。

行政機関以外では、(社)日本獣医師会、(財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(社)日本愛玩動物協会及び(社)日本動物保護管理協会の5団体から成る「緊急災害時動物救援本部(事務局：日本動物愛護協会)」が唯一の災害時における動物救護活動の連携団体であるが、過去における災害時の動物救護活動の実績は、危機管理対策の構築という意味では生かされていない。

東京都獣医師会が、災害時における動物救護システムの構築を考えた場合、東京都を始めとし関係機関との連携体制が整っていない現状を鑑みれば、おのずとその活動範囲は限定される。しかしながら、この体制が不備な状況においても、東京都獣医師会はその責務として、これらの関連機関との連携体制の構築を働きかけると共に、東京都の実態を考慮した上での具体的な対策を策定しておかなければならぬ。

このような背景を踏まえ、平成13年度は、前年度の緊急災害時動物救護システム構築委員会答申に基づく次のステップとして、緊急災害時動物救護ガイドライン(東獣ガイドライン)作成委員会が設置された。

本委員会は、東京都獣医師会内にその適用範囲を限定し、動物救護活動における初動の実効性を高めるために活動を行った。

なお、本ガイドラインにおける被害想定は、関東地震の再来(相模トラフに震源を設定)、あるいは東京直下型地震(南関東地域のどこにでも発生の可能性がある)の被害を想定し、ガイドラインの目的は、緊急災害時に東京都獣医師会がどう動くかを明確にすることとし、平常時からの準備並びに発災時の対応について試案した。

本ガイドラインが叩き台となり、これをきっかけに議論が高まるることを期待したい。

平成14年3月

緊急災害時動物救護ガイドライン(東獣ガイドライン)作成委員会

委員長：森脇 隆

副委員長：小林 元郎

委員：佐藤 克

山口 千津子

八巻 敦子

【以上5名】

緊急災害時動物救護ガイドライン(社団法人 東京都獣医師会ガイドライン)

平成14年3月15日 発行

発行 社団法人 東京都獣医師会

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

TEL:03-3475-1701 FAX:03-3405-0150

ホームページ：<http://tvma.or.jp/www/>

発行者 社団法人 東京都獣医師会 会長 辻 弘一

印刷 有限会社ピー・シー・エム